

つみたてNISAにおける非課税投資枠のご利用に関して

I. 対象取引、利用金額および利用基準日等について

つみたてNISA口座を開設すると、毎年、40万円を上限とした非課税投資枠が設定されます。(非課税期間は、投資を始めた年を含む最長20年間です。)

1. 対象取引

当金庫のつみたてNISA口座における非課税投資枠のご利用の対象となる取引の種類は、以下のとおりです。

①公募株式投資信託の定時定額購入取引による買付

なお、当金庫がつみたてNISA対象商品として指定した商品以外の商品をご購入いただけませんので、ご注意ください。

②つみたてNISA口座で保有する公募株式投資信託の収益分配金による再投資

2. 利用金額

当金庫のつみたてNISA口座における年間の買付金額の上限は、40万円となります。

また、当金庫では、毎月の買付金額は10,000円以上1,000円単位の整数倍の金額とします。

毎月の買付金額の上限は、原則33,000円(買付銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で33,000円を上限)とさせていただきます(ただし、増額月を設ける場合を除きます。)

3. 利用基準日および引落指定日

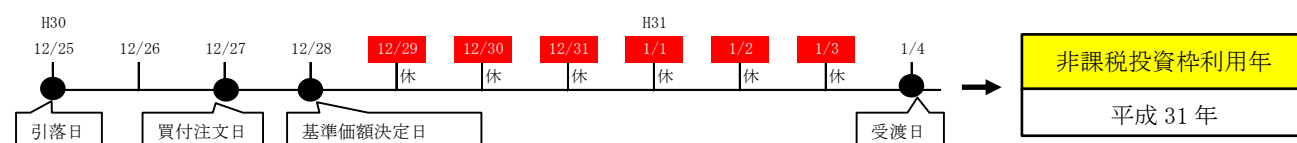
当金庫のつみたてNISA口座における非課税投資枠の利用基準日は、買付注文日^{※1}ではなく受渡日^{※2}となります。よって、たとえば引落指定日が毎月25日などで、海外休日等の関係から受渡日が年をまたいでしまう場合には、受渡日の属する年(翌年)の非課税投資枠を利用することとなる為、引落指定日については毎月25日を除く所定の日(毎月1日・5日・10日・15日・20日)といたします。

※1 定時定額購入取引における引落指定日の翌々営業日

※2 海外資産を組み入れた投資信託の場合：原則、買付注文日の翌々営業日

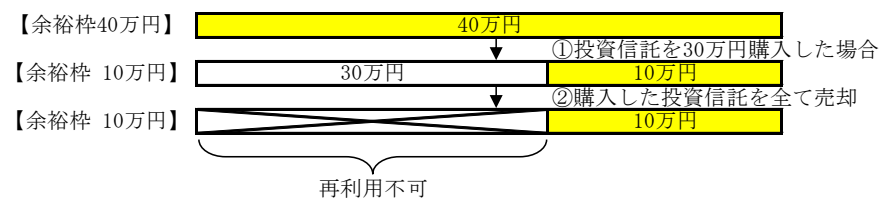
海外資産を組み入れていない投資信託の場合：原則、買付注文日の翌営業日

《利用基準日の例：海外資産を組み入れた投資信託の場合》



4. 非課税投資枠の再利用

一度利用した非課税投資枠は、買い付けた投資信託を売却した場合でも、再利用することはできません。



5. 非課税投資枠の翌年への繰越

1年間に40万円まで利用しなかった場合でも、残りの非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。

II. お取引に関する留意事項について

当金庫のつみたてNISA口座において買付等のお取引をされる場合、お客様にご留意いただきたい事項があります。

1. 買付方法

定時定額購入取引のみに限定されており、一括購入はできません。

2. 非課税とされる収益分配金

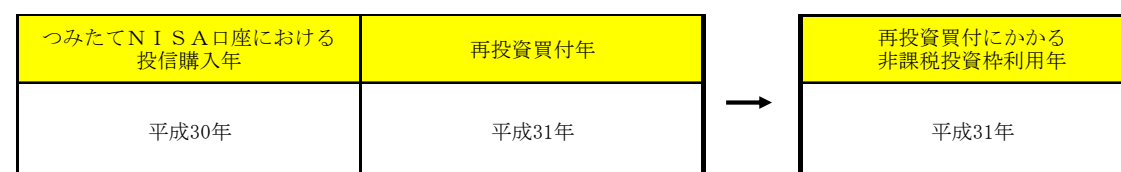
非課税とされる収益分配金は、つみたてNISA口座で管理する投資信託に対して支払われるものが対象となります。よって、課税口座で管理する投資信託に対して支払われる収益分配金については課税となります。

3. 収益分配金の再投資の取扱い

つみたてNISA口座内の投資信託から発生する収益分配金の再投資については、非課税投資枠を超過しない限り、原則、つみたてNISA口座での取扱いとなります。また、つみたてNISA以外の口座内の投資信託から発生する収益分配金の再投資をつみたてNISA口座で取り扱うことはできません。

なお、つみたてNISA口座で買い付けた投資信託を翌年にまたいで保有していた場合における当該投資信託から発生する収益分配金の再投資については、当初購入時に属する年の非課税投資枠を利用するのではなく、再投資時の属する年の非課税投資枠を利用します。

《非課税投資枠利用年の例》



4. 収益分配金の再投資等における非課税投資枠超過時の取扱い

つみたてNISA口座内の投資信託から発生する収益分配金の再投資等については、非課税投資枠を超過しない限り、原則、つみたてNISA口座での取扱いとなりますが、非課税投資枠を超過するお取引があった場合は、超過部分を自動的に課税口座^{※1}で買い付けます^{※2}。

※1 特定口座を開設しているお客様の場合、超過分は特定口座で買い付けます。

※2 超過する部分を課税口座で買い付ける場合、まず余裕枠の範囲内の金額に相当する投資信託の口数をつみたてNISA口座で買い付け、その後余裕枠を超過する金額に相当する口数を課税口座で買い付けます。

5. 複数種類取引における非課税投資枠利用の優先順位

同日中に種類の異なる対象取引が重複して発生した場合は、①つみたてNISAにおける定時定額購入取引による買付、②再投資、の優先順位にて非課税投資枠を利用します。

つみたてNISAにおける非課税投資枠のご利用に関して

6. つみたてNISA口座から一般NISA口座、または一般NISA口座からつみたてNISA口座へ変更する場合

(1) 買付

つみたてNISA口座から一般NISA口座、または一般NISA口座からつみたてNISA口座へ変更する場合には、変更前口座における定時定額購入取引契約は変更後口座へ自動的に引き継がれません。定時定額購入取引契約を中止しない限りは、課税口座での買付となります*。

※ 再度、変更前口座へ変更した場合には、当該変更前口座での買付となります。

(2) 再投資

分配金再投資を選択している場合で、つみたてNISA口座から一般NISA口座、または一般NISA口座からつみたてNISA口座へ変更する場合には、変更前口座で買い付けた投資信託から発生する収益分配金の再投資は変更後口座では行われず、課税口座で行われます*。

※ 再度、変更前口座へ変更した場合には、当該変更前口座で行われます。

上記(1)および(2)の理由から、口座を変更される場合には、原則、定時定額購入取引契約の中止を行っていただきます。また、必要に応じて、収益分配金の取扱方法の変更（収益分配金の「再投資」から「受取り」への変更）をお願いします。

【投資信託ご購入にあたってのご注意事項】

- ・投資信託は、預金、保険契約ではありません。
- ・投資信託は、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- ・投資信託には元本および利回りの保証はありません。
- ・投資信託は、組入価値証券等の価格下落や有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ・外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ・投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- ・投資信託のご購入時には、買付時1口あたりの基準価額（買付価額）に最大3.24%の購入時手数料（消費税込）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.50%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に、投資信託の純資産総額の最大2.376%（消費税込）を運用管理費用（信託報酬）として信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額や保有期間によって異なりますので、表示することができません。
- ・投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- ・投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- ・投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面を必ずご覧ください。

【投資信託に関する主な手数料等の概要】

- ・購入時手数料（ご購入時）
ご購入時に直接ご負担いただく費用で、各ファンドの買付時1口あたりの基準価額（買付価額）に、商品一覧表に記載の手数料率、約定口数を乗じて得た額
- ・信託財産留保額（ご換金時）
ご換金時にご負担いただく費用で、換金時の基準価額に対して、商品一覧表に記載の料率を乗じた額。ご換金の際は、ご換金時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額にて、換金代金が算出されます。
- ・運用管理費用（信託報酬）等（保有時）
保有時に間接的にご負担いただく費用で、原則として、信託財産の純資産総額に対して、商品一覧表に記載の料率を乗じた額。日々計算され、信託財産の中からご負担いただきます。
※投資信託にかかる費用は上記の他に、監査費用、売買委託手数料などがあります。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認ください。
※その他詳細につきましては、各ファンド最新の投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。



登録金融機関 近畿財務局長（登金）第69号

《お問い合わせ先》 くながしん サポートセンター 0120-549-808
平日 9:00 ~ 17:00